

聖籠町投票立会人公募要領

聖籠町選挙管理委員会

1 概要

聖籠町選挙管理委員会では、政治や選挙に関心を持っていただくと同時に、選挙をより身近なものに感じてもらうため、選挙時に投票所で公正に投票が行われるよう立ち会っていただく「投票立会人」を、次のとおり募集します。

2 投票立会人とは

投票所において、投票及び投票事務が公正に行われているかどうか監視する人です。選挙制度等に関する詳しい知識は特に必要ありませんが、投票管理者（※）のもとにおいて、以下のような投票手続全般に立ち会います。

また、投票立会人は、公益代表としての職責上、病気その他やむを得ない事故等の正当な理由がなくして選任後の辞退ができないことになっており、その職務を怠ったときには罰則の適用もあります。

なお、投票立会い中は、真にやむを得ない理由がある場合を除き、投票所外に出ることはできません。

- ① 投票所の開閉の確認
- ② 最初に投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認
- ③ 投票する方が投票所に入場してから退場するまでの確認（投票用紙を間違いなく投票箱に入れたかなど）
- ④ 投票箱の閉鎖の確認
- ⑤ 投票録への署名と捺印
- ⑥ 投票箱を開票所に送致する際、投票管理者に同行（投票立会人のうち1名）

※投票管理者とは、投票所において、投票に関する全てについて最終的な決定権を持つ人であり、投票事務に従事する人を指揮監督し、投票事務全般を管理執行する人です。

3 立会日時・場所・報酬

立会場所	町内の各投票所
立会日	各選挙の投票日当日

立会時間	午前7時から午後8時まで（投票時間） （集合時刻 午前6時30分） ※投票立会人1名は開票所への投票箱送致に同行していただきます。
立会人数	1投票所当たり3名
報酬	1回につき12,400円 所定の源泉所得税を控除します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通費は支給しません。 ・ 源泉徴収票作成にマイナンバーが必要なため、投票日当日にマイナンバーカード等のマイナンバーが分かる書類をお持ちください。 ・ 当日の食事の手配は、投票所の職員より立会日前に連絡します。 ・ 報酬については、立会い後、投票所で直接お渡しします。

4 登録要件

選挙権を有すること

5 申込方法

投票立会人登録申込書兼受付簿に必要事項をご記入のうえ、メール、郵送又は持参により聖籠町選挙管理委員会まで提出いただくか、電話からもお申込みいただけます。

申込受付日時	開庁日（土・日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く。） 午前8時30分から午後5時15分 までの間
申込先	〒957-0192 新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1635番地4 聖籠町選挙管理委員会事務局 宛 電話番号：0254-27-2111 メールアドレス： soumu@town.seiro.niigata.jp

6 登録から選任まで

- ① 申込みされた方が登録要件を満たしているか選挙管理委員会事務局で確認をします。
なお、登録のためにご提供いただいた個人情報につきましては厳重に管理し、投票立会人公募事務及び選任事務以外の目的には一切使用いたしません。
- ② 確認した結果、登録要件を満たす場合、投票立会人名簿に登録し、登録した旨を通知し

ます。

また、選挙管理委員会事務局で確認した結果、登録要件を満たしていない方については、投票立会人名簿に登録できませんので、その旨を通知します。

- ③ 選挙が近くなりましたら、登録された方へ選挙管理委員会から従事の可否について確認します。
- ④ 選挙管理委員会にて投票立会人を選任し、ご本人に通知します。
※基本的には、選挙人名簿に登録された投票所で投票立会人として従事していただきますが、登録されても必ず立会いできるわけではありません。

7 登録の抹消

申し出によるもののほか、転出等により登録要件を満たさなくなった場合は、登録から抹消します。

8 申込・問い合わせ先

〒957-0192

新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1635 番地 4

聖籠町選挙管理委員会事務局（聖籠町役場総務課内）

TEL：0254-27-2111 FAX：0254-27-2119

メールアドレス：soumu@town.seiro.niigata.jp